[商 品 概 要 説 明 書]

令和５年６月１日現在

１．商 品 名	マイホームリフォームローン
２．ご利用いただける方	・申込時年齢 満 20 歳以上の方 ・安定継続した収入がある方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方
３．お使いみち	申込人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくはその家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅にかかる次の資金 ①リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ②申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借入したローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます。） ③申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借入した住宅ローン（借換え直前３ヶ月間の約定返済で、３営業日以上の延滞が１度もないもの）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）（①または②と合わせた申込みに限ります。） ④リフォームに付随するインテリアや家電等購入資金（①と合わせた申込みで 100 万円以内） ⑤空き家の解体資金 空き家解体およびそれに伴う諸費用
４．ご融資方法	・証書貸付
５．ご融資金額	・1,000 万円以内（1 万円単位） ※空き家解体資金は 500 万円以内
６．ご融資期間	・3 ヶ月以上 15 年以内
７．ご融資利率	・変動金利、固定金利 ※当金庫所定の利率を適用させていただきます。
８．ご返済方法	・毎月元利均等返済または元金均等返済（元金据置期間は６ヶ月以内） ※ご融資額の 50%まではボーナス時増額返済もご利用いただけます。
９．お支払方法	・工事契約先等に振込みしていただきます。
10．保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金
11．担保・保証人	・必要ありません。
12．手数料・保証料	・申込みにかかる手数料は不要です。 ・保証料はご融資利率に含まれております。

13. 苦情処理措置 紛争解決措置	［苦情処理措置］ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。 ［紛争解決措置］ 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～16:00） 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00） 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00） 利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825　9:00～17:00）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。
14. その他	・現在の融資利率につきましては、当金庫の本支店、ホームページまたはフリーダイヤル(0120-330-111)までご照会ください。 ・保証会社の保証が得られない場合など、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。